

国の地方支分部局の事務の地方への移管について（たたき台）

基本的な考え方

○国の地方支分部局廃止に伴い、地方支分部局が現在行っている事務は、基本的には、地方が行う。

○ただし、次のような観点の事務については、国が行う（国に残す）。

- ・ 国の利害に係る事務、国固有の事務、国有財産に係る事務
- ・ 国家戦略上、国策により整備すべき社会資本の整備に係る事務
- ・ 国家的見地、全国的規模・視点に立って取り組むべき事務
- ・ 国家の安全、防衛等に係る事務

○地方への移管が適当ではない事務に関し、地方支分部局の廃止等により国の実施体制がなくなる場合には、例えば、地方が国から事務を受託するなどの代替の手法も可能。

- （例）
- ・ 国の責任で対応すべき高速道路の整備について、県（又は県・市町村の連合体、複数県の連合体など）に事務を委託。
 - ・ 国の責任で対応すべき高速道路の維持管理について、県（又は県・市町村の連合体など）に事務を委託。

○国の地方支分部局の事務の地方への移管に当たっては、地方において、当該事務を実施するための財源と人が確実に措置されることが必要。

1 地方への移管が適当である機関・事務

(1) 地方への移管が適当である機関

- ①行政評価事務所（総務省）
 - ・行政評価、政策評価、行政相談等に関する事務
- ②総合通信局（総務省）
 - ・電気通信事業者の登録、放送局・無線局の許認可、電波の適正利用等に関する事務
- ③労働局（厚生労働省）
 - ・労働相談、安全衛生管理、労災補償、職業安定対策等に関する事務
- ④労働基準監督署
 - ・労働基準法に基づく監督に関する事務
- ⑤公共職業安定所
 - ・職業紹介など職業安定に関する事務
- ⑥厚生局（厚生労働省）
 - ・病院開設等、薬事監視、食品安全情報、麻薬取締、覚せい剤乱用防止対策等に関する事務
- ⑦経済産業局（経済産業省）
 - ・産業人材育成、消費者相談、資源エネルギー・資源リサイクル・電気事業等に関する事務
- ⑧農政事務所（農林水産省）
 - ・JAS法、食品安全確保、米穀需給・生産調整、各種農業統計等に関する事務
- ⑨環境事務所（環境省）
 - ・廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、公害・化学物質対策、自然環境保全整備等に関する事務

(2) 地方への移管が適当である事務（機関の一部）
(記載している事務は、移管が適当である事務)

- ① 地方法務局（法務省）
 - ・ 登記（不動産、商業法人、成年後見等）、電子認証、国籍、人権相談等に関する事務
- ② 財務局（財務省）
 - ・ 金融・保険検査、貸金業規制、財政融資資金等に関する事務
- ③ 地方整備局（国土交通省）
 - ・ 道路事業の工事発注・管理、河川・砂防事業の工事発注・管理、道路管理、河川管理、電気通信施設の整備等に関する事務
- ④ 地方運輸局（国土交通省）
 - ・ 道路運送事業、道路運送及び車両の安全確保、公害防止、自動車登録等に関する事務

2 地方への移管が適当ではない機関・事務

(1) 地方への移管が適当ではない機関

- ① 管区警察局（警察庁）
 - ・ 広域捜査の調整等国家的見地に係るものであるため。
- ② 矯正管区（刑務所等）、地方更生保護委員会、保護観察所（法務省）
 - ・ 国の刑事政策に係るものであるため。《受託運営は検討の余地あり》
- ③ 入国管理局（法務省）
 - ・ 国家の主権の行使に係るものであるため。
- ④ 公安調査局（公安調査庁）
 - ・ 国家の安全の確保に係るものであるため。
- ⑤ 税関（財務省）
 - ・ 国民の安全を確保する国境管理業務であるため。
- ⑥ 国税局・税務署（国税庁）
 - ・ 国税徴収は固有の事務であるため。《共同徴収などは検討の余地あり》
- ⑦ 森林管理署（農林水産省）
 - ・ 国所有である国有林野の管理に係る事務であるため。
- ⑧ 漁業調整事務所（水産庁）
 - ・ 業務範囲が県域を超え、また、外交上の問題のおそれがあるため。
- ⑨ 地方航空局（国土交通省）
 - ・ 業務範囲が県域を越えるため。
- ⑩ 航空交通管制部（国土交通省）
 - ・ 航空管制は国際統一基準によるものであるため。また、在日米軍との調整事務もあり、外交・防衛に密接に関連するものであるため。

- ①管区海上保安本部（海上保安庁）
 - ・ 国家主権の確保に直接関わるものであるため。
- ②防衛施設局
 - ・ 国の防衛に係るものであるため。

(2) 地方への移管が適当ではない事務（機関の一部）
(記載している事務は、移管が適当でない事務とその考え方)

- ①地方法務局（法務省）が行う事務
 - ・ 訟務事務（国の利害に係る事務であるため）
- ②財務局（財務省）が行う事務
 - ・ 国固有事務の予算執行調査、災害査定、国有財産に係る事務（国に関わる事務であるため）
- ③地方整備局（国土交通省）が行う事務
 - ・ 高速道路（全国的な幹線道路網を形成するもの）、スーパー中樞港湾などの社会資本整備に係る事務（国家戦略上、国策により整備すべき社会資本の整備に係る事務であるため）
- ④地方運輸局（国土交通省）が行う事務
 - ・ 鉄道分野に係る事務（広域的な交通ネットワークを形成するものに係る事務であるため）
 - ・ 海事に係る事務（外交問題と密接な関係を有する事務であるため）